

第10回南幌町農業委員会総会議事録

令和3年3月25日（木）午前10時00分より、役場各種委員会室において第10回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

	1	番	白	倉	和	英
	2	番	立	川	久	彦
	4	番	江	郷		弘
	5	番	南		則	之
	7	番	高	島	茂	和
	8	番	野	呂田	雄一	郎
	9	番	上	野	勇	樹
	10	番	山	田		浩
	11	番	背	尾	裕	典
	12	番	鍋	山	洋	一
欠席者	3	番	久	保	正	彦
	6	番	青	木	義	春

議長 これより、第10回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は10名でございます。
久保委員、青木委員におかれましては欠席届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。8番 野呂田 委員、9番 上野 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第10回南幌町農業委員会総会は、3月25日 本日1日限り
といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第10回南幌町農業委員会総会
は、3月25日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和3年2月25日、第9回農業委員会総会を開催した。

3月5日、第1回議会定例会に会長出席した。

22日、令和2年度第Ⅱ期南空知農業委員会協議会が南幌町で
開催され、会長出席した。以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい
ますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和3年3月25日提出。南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましても、1件でございます。

認定年月日は令和3年3月12日、有効期限が令和8年3月11日までとなっております。

認定番号3の3の1、住所は南〇線西〇番地、〇〇〇〇。再認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、151経営体のうち法人が15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行いません。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和3年3月25日提出。

南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましても、1件でございます。

権利を取得した者ですが、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましても、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、畑で

469㎡となります。届出をした日ですが、令和3年3月18日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済といたします。

議長 日程第6 議案第1号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定めた農用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨申出があったので、審議願い意見を求める。

令和3年3月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につきましては、1件でございます。格納庫を建設するための転用でございます。

転用計画者は南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1,646㎡と空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で396㎡計2,042㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、格納庫を設置する計画を立てましたが、既存の宅地内には余地がなく、農振地域外に土地を求めるべく検討を行ったが、南幌町土地利用計画上、農振地域外はほとんどが都市計画上の用途地域に指定されたおり、設置することが困難な状況にあります。

申請地は既存施設に隣接して利用上の都合が良いので格納庫の建設には最適であると判断しました。

従って、土地利用状況から代替地が見当たらず、農用地区域内における土地利用上支障がなく、かつ、農地の集団性が保持され、混在等が生じない土地であり、基盤整備事業等の補助事業対象外地として当地が本計画の最適と判断し、選定を行ったとなっております。

事業計画につきましては、土地造成2,042㎡、格納庫648㎡、作業通路980㎡となり、詳細につきましては図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております資料1農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料1をご覧ください。転用計画に係る事項といたしまして、事業計画の転用目的は格納庫の建設、工事計画の着工は令和○年○月初日から令和○年○月末日の予定となっております。農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地区分については、農用地区域内農地で2,042㎡となり、農地法第4条第6項第1号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合がよく耕作への影響も少ないこと、並びに農地法第4条第6項に該当するため、例外的に許可しうるとなります。

総合意見といたしまして、農用地区域内農地ではありますが土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合も良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画については、提案のとおり承認することにご異議あ

りませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第7** 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について農地法第4条第1項の規定により、許可申請があったので可否の決定を求める。

令和3年3月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。申請地につきましては、農用地区域内農地になります。

転用計画者は南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇。

所在と地番は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1,646㎡、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で396㎡計2,042㎡です。申請理由は、既存の施設では手狭になったため、格納庫を建設したいのですが、既存の宅地内には余地がありません。申請地は既存施設敷地に隣接し、町道南〇〇線と西〇〇号に面し、利用上の都合が良いので格納庫を建設するものです。

続いて、資料2の農地法第4条調査書について説明いたします。資料2をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用地区域内農地です。

(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途地域に指定されており、格納庫を建設するには困難である。次ページをお開きください。2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目について可であると見込まれます。

(2) 被害防除措置の妥当性についてもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題はないものと考えます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

1 番 議長 1 番

議 長 1 番 白倉委員

1 番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行いました。確かに現在の宅地内に農業用施設を建設する余地はなく、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には問題ないと思われま。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第 8 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についてを
議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により南幌町より決定
を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 3 年 3 月 25 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 3 号について説明いたします。農用地利用集積計画の決
定につきましては、利用権の設定が 4 件でございます。はじめに
整理番号 2 の 3 の 1 から 2 の 3 の 3 を説明いたします。

利用権の設定、整理番号 2 の 3 の 1 の借り手は、南幌町南〇線
西〇番地、〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇
〇〇。土地につきまして、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で
36,284㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年 3 月
25 日までの〇年間となります。

整理番号 2 の 3 の 2 の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇
〇〇〇。貸し手は、江別市〇〇〇〇〇〇〇番〇号、〇〇〇〇。土
地につきまして、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で 11,216㎡他計 3 筆ございまして、43,708㎡となります。利用権
の期間ですが、令和〇年 3 月 25 日までの〇年間となります。

整理番号 2 の 3 の 3 の借り手は、〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌
町〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。土地につきまして、
空知郡南幌町〇〇〇〇〇〇〇番の〇の内、田で 34,250㎡他
計 3 筆ございまして、35,827㎡となります。利用権の期間
ですが、令和〇年 12 月 31 日までの〇年間となります。

以上集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法
第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上で
ございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 農用地利用集積計画の決定、
利用権の設定整理番号2の3の1から整理番号2の3の3について
は、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認すること
に決しました。

利用権の設定 整理番号2の3の4につきましては、農業委員
会法第31条、議事参与の制限により、立川委員の退席を求めま
す。退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 利用権の設定整理番号2の3の4の借り手は、南幌町南〇線
西〇番地、〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇〇〇〇番の〇の
内、田で 34, 250㎡他計3筆ございまして、35, 827
㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月31日ま
での〇年間となります。以上集積計画の内容につきましては、農業
経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもの
と考えます。

以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。利用権の設定 整理番号2の3の4につい

ては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議 長 **日程第9 議案第4号 現況調査委員の指名について**を議題といたします。

現況調査委員の指名につきましては、南幌町農業委員会現況証明取扱内規第3の1の規定により指名いたします。

令和3年4月から令和4年3月までの委員の指名については、議案に記載したとおりでございます。

現況調査委員の指名についてご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。第10回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第10回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前 10 時 23 分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

8 番

9 番